

高知県農業技術センター茶業試験場における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、高知県農業技術センター茶業試験場（以下「当機関」という。）における公的資金を用いた研究活動に関し、研究活動上の不正行為の防止並びに不正行為が生じた場合の適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

1 研究活動上の不正行為

(1) 故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことにより行われる、捏造、改ざん、又は盗用をいう。

ア 捏造：存在しない実験データ、研究結果等を作成すること。

イ 改ざん：研究資料、機器又は過程を変更する操作を行い、実験データ又は研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ウ 盗用：他の研究者のアイディア、分析・解析方法、実験データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の同意又は適切な表示なく流用すること。

(2) 前号に掲げるもの以外の研究活動上の不適切な行為（二重投稿、不適切なオーサーシップ、研究費の不正使用等）であって、科学者の行動規範及び社会通念に照らし、研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの。

2 研究者等

当機関に配属された者のうち、公的資金を用いた研究に従事し、又はこれに携わる者。

(研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為その他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目を受講しなければならない。

3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録（実験ノート等）、実験データその他の研究資料を、10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 総括責任者は場長とし、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、当機関全体を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(管理責任者)

第5条 管理責任者はチーフ（研究企画担当）とし、総括責任者を補佐するとともに、不正防止に関する実質的な責任者として、機関全体の公正な研究活動を推進するための具体的な措置を講じるものとする。

2 管理責任者は、公的資金を用いた研究活動の不正防止に関する計画を策定し、その実施を統括するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第6条 総括責任者は、研究者等に対する研究倫理教育について実質的な責任及び権限を有する者として研究倫理教育責任者を置き、チーフ（研究企画担当）を充てるものとする。

2 研究倫理教育責任者は、当機関に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的かつ継続的に実施しなければならない。

第3章 告発の受け付け

(告発の受け付け窓口)

第8条 告発又は相談への迅速かつ適切な対応を行うため、受け付け窓口（以下「告発窓口」という。）を置き、当該窓口の責任者にはチーフ（研究企画担当）を充てるものとする。

(告発の受け付け体制)

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると考える者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話又は面談により、告発窓口に対して告発を行うことができる。

2 告発は、原則として顕名により、次の事項を明示し、かつ、不正と判断する合理的理由を示さなければならない。

- (1) 研究活動上の不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ等の氏名又は名称
- (2) 研究活動上の不正行為の具体的な態様
- (3) その他事案の内容が分かる事項

3 告発窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、総括責任者と協議の上、これを受け付けることができる。

4 告発窓口の責任者は、告発を受け付けたときは、速やかに総括責任者に報告するものとする。

5 告発窓口の責任者は、告発が郵便による場合等、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。

6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により不正行為の疑いが指摘された場合であって、第2項第2号に準ずる内容が明示され、かつ、不正と判断する合理的理由が示されているときは、総括責任者は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第10条 研究活動上の不正行為の疑いがあると考える者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、告発窓口に対して相談をすることができる。

2 告発の意思を明示しない相談があったときは、告発窓口は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。

3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、又は研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、告発窓口の責任者は、総括責任者に報告するものとする。

4 前項の報告があったときは、総括責任者は、その内容を確認し、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に関係する者に対して警告を行うものとする。

(告発窓口の職員の義務)

第11条 告発の受け付けに当たっては、告発窓口の職員は、告発者及び被告発者の秘密を守り、その他、告発者及び被告発者の保護を徹底しなければならない。

2 告発窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合は、その内容を第三者が同時又は事後に閲覧又は聴取できないよう措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。

3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第12条 この規程に定める業務に携わるすべての者は、業務上知り得た秘密を漏らしてはならない。これらの者が職員等でなくなった後も、同様とする。

2 総括責任者は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容及び調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者及び被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。

3 総括責任者は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中であっても当該調査事案について公に説明することができる。ただし、告発

者又は被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。

4 総括責任者又はその他の関係者は、告発者、被告発者及び調査協力者等に連絡又は通知をするときは、当該者の人権、名誉及びプライバシー等を侵害することのないよう配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第13条 管理責任者は、告発を理由とする当該告発者の職場環境の悪化又は差別取扱いが生じないよう、適切な措置を講じなければならない。

2 当機関に所属するすべての者は、告発を理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

3 総括責任者は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、地方公務員法に従い、当該者に処分を課すことができる。

4 総括責任者は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことのみを理由として、当該告発者に対し、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他不利益な措置を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第14条 当機関に所属するすべての者は、相当な理由なく、単に告発がなされたことのみを理由として、被告発者に対し不利益な取扱いをしてはならない。

2 総括責任者は、相当な理由なく被告発者に対し不利益な取扱いを行った者がいた場合には、地方公務員法に従い、当該者に処分を課すことができる。

3 総括責任者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみを理由として、被告発者に対し、研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他不利益な措置を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第15条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程における「悪意に基づく告発」とは、被告発者を陥れる又はその研究を妨害するなど、専ら被告発者又は被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

2 総括責任者は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。

3 総括責任者は、前項の措置を講じたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対し、その内容等を通知しなければならない。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第16条 第9条に基づく告発があった場合又は当機関がその他の理由により予備調査が必要であると認めた場合には、総括責任者は予備調査委員会を設置しなければならない。予備調査委員会は、設置後、速やかに予備調査を実施しなければならない。

2 予備調査委員会は、2名の委員をもって構成するものとし、その委員は総括責任者が指名する。

3 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対し、関係資料その他予備調査の実施上必要な書類等の提出を求め、又は関係者のヒアリングを行うことができる。

4 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置を講ずることができる。

(予備調査の方法)

第17条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発時に示された科学的理由の論理性、本調査における実施可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発について予備調査を行う場合には、取り下げに至った経緯及び事情を含め、研究活動上の不正行為として調査すべきか否かを調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第18条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日又は予備調査の指示を受けた日のいずれか早い日から起算して30日以内に、予備調査の結果を総括責任者に報告する。

2 総括責任者は、予備調査の結果を踏まえ、速やかに、本調査を実施するか否かを決定する。

3 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、告発者及び被告発者に対し、本調査を実施する旨を通知し、協力を求めるものとする。

4 総括責任者は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関又は関係省庁、若しくは告発者の求めがあったときに開示できるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。

5 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費の資金配分機関及び関係省庁に対し、本調査を実施する旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第19条 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときは、速やかに調査委員会を設置する。

2 調査委員会の委員の半数以上は、当機関に属さない外部有識者でなければならない。また、すべての調査委員は、告発者及び被告発者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。

3 調査委員会の委員は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 管理責任者
- (2) 総括責任者が指名した者 1 名以上
- (3) 研究分野の知見を有する外部有識者 1 名以上
- (4) 法律の知識を有する外部有識者 1 名以上

4 調査委員長は、委員の中から総括責任者が指名した者とする。

(本調査の通知)

第 20 条 総括責任者は、調査委員会を設置したときは、委員の氏名及び所属を、告発者及び被告発者に通知する。

2 前項の通知を受けた告発者又は被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、総括責任者に対して委員に関する異議申立てをすることができる。

3 総括責任者は、前項の異議申立てがあった場合には、その内容を審査し、妥当であると判断したときは、当該委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 21 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

2 調査委員会は、告発者及び被告発者に対し、直ちに本調査を実施する旨を通知し、調査への協力を求めるものとする。

3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、実験データその他の資料の精査及び関係者のヒアリング等の方法により、本調査を実施するものとする。

4 調査委員会は、被告発者に対し、弁明の機会を設けなければならない。

5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験その他の方法により再現性を示すことを求めることができる。被告発者から再実験等の申出があり、調査委員会がその必要性を認める場合には、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

6 告発者、被告発者その他当該告発に係る事案の関係者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 22 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動とする。ただし、調査委員会が必要と判断したときは、本調査に関連する被告発者の他の研究を対象に含めることができる。

(証拠の保全)

第 23 条 調査委員会は、本調査の実施に当たり、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となり得る資料及び関係書類を保全する措置を講ずるものとする。

2 告発された事案に係る研究活動が当機関以外の研究機関で行われた場合には、調査委員会は、当該研究機関に対し、前項に準じた保全措置の実施を依頼するものとする。

3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 24 条 総括責任者は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動に関する予算の配分又は措置を行った資金配分機関又は関係省庁の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関及び関係省庁に提出するものとする。

(調査における研究又は技術上の情報の保護)

第 25 条 調査委員会は、本調査の実施に当たり、調査対象における公表前の実験データ、論文等の研究又は技術上の秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分に配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 26 条 調査委員会の本調査において、被告発者が、告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法及び手続にのっとって行われたこと並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で作成されたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 21 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第 27 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に、調査結果を取りまとめ、次の各号の事項を認定する。

- (1) 不正行為が行われたか否か
- (2) 不正行為と認定された場合におけるその内容及び悪質性
- (3) 不正行為に関与した者並びにその関与の度合
- (4) 不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の、当該論文等及び当該研究における役割
- (5) その他必要な事項

2 前項の期間について、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合

は、その理由及び認定予定日を付して総括責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

3 調査委員会は、不正行為が行われなかつたと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せてその旨の認定するものとする。

4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

5 調査委員会は、第1項及び第3項に定める認定を終了したときは、直ちに総括責任者に報告しなければならない。

(認定の方法)

第28条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた物的証拠、科学的証拠、証言及び被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かを認定するものとする。

2 調査委員会は、被告発者の自認のみを唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

3 調査委員会は、被告発者の説明及びその他の証拠によっても不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する実験データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬及び関係書類等の不存在等、本来存在すべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が当該疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知及び報告)

第29条 総括責任者は、調査結果（認定を含む。）を、速やかに、告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為への関与が認定された者に通知するものとする。被告発者が当機関以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知する。

2 総括責任者は、前項の通知に加え、調査結果を当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

3 総括責任者は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が当機関以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

第30条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して14日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一の理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第1項の例により、不服申立てをすることができる。

3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。総括責任者は、新たに専門性を要する判断が必

要となる場合には、調査委員の交代若しくは追加、又は調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。

4 前項に定める新たな調査委員は、第19条第2項及び第3項に準じて指名するとともに、第20条に準じた手続を行う。

5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに総括責任者に報告する。報告を受けた総括責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知するものとする。その際、当該不服申立てが、当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合には、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。

6 調査委員会は、不服申立てに対し再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに総括責任者に報告する。報告を受けた総括責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知するものとする。

7 総括責任者は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは被告発者に対して通知するものとする。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁にも通知する。不服申立ての却下又は再調査開始の決定をしたときも、同様とする。

(再調査)

第31条 前条に基づく不服申立てについて再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立て人に対し、先の調査結果を覆すに足ると当該不服申立て人が考える資料の提出を求めるものとする。あわせて、当該事案の速やかな解決に向け、再調査への協力を求めるものとする。

2 前項に定める不服申立て人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに総括責任者に報告する。報告を受けた総括責任者は、不服申立て人に対し、その決定を通知するものとする。

3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに総括責任者に報告するものとする。ただし、50日以内に当該決定を行うことができない合理的な理由がある場合には、その理由及び決定予定日を付して総括責任者に申し出て、その承認を得るものとする。

4 総括責任者は、第2項又は第3項の報告に基づき、速やかに、再調査の結果を、告発者、被告発者及び被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者及び当該認定を受けた者が当機関以外の機関に所属している場合には、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関及び関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

第32条 総括責任者は、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。

2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、当機関が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。

4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあった場合には、調査結果を公表するものとする。

5 前項ただし書による公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。

6 総括責任者は、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表するものとする。

第7章 措置及び処分

(本調査中における一時的措置)

第33条 総括責任者は、本調査を実施することを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対し、当該研究費の支出の一時停止その他必要な措置を講じることができる。

2 総括責任者は、資金配分機関又は関係機関から、被告発者の当該研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

第34条 総括責任者は、次の各号のいずれかに該当する者（以下「被認定者」という。）に対し、直ちに研究費の使用中止を命じるものとする。

(1) 研究活動上の不正行為に関与したと認定された者

(2) 研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容について重大な責任を負う者として認定された者

(3) 研究費の全部又は一部の使用について責任を負う者として認定された者

(論文等の取下げ等の勧告)

第 35 条 総括責任者は、被認定者に対し、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正その他の措置を勧告するものとする。

2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に、当該勧告に応じるか否かの意思を、総括責任者に表示しなければならない。

3 総括責任者は、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合には、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

第 36 条 総括責任者は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合には、本調査に際して講じた研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。

2 証拠保全の措置は、不服申立てがないまま申立期間が経過した後、又は不服申立ての審査結果が確定した後に、総括責任者が速やかに解除するものとする。

3 総括責任者は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置並びに不利益が生じないようにするための措置を講じるものとする。

(処分)

第 37 条 総括責任者は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、地方公務員法に従い、被認定者に対して処分を課すものとする。

2 総括責任者は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関及び関係省庁に対し、その処分の内容等を通知するものとする。

(是正措置等)

第 38 条 本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、総括責任者は、必要に応じ、速やかに、是正措置、再発防止措置その他必要な環境整備措置（以下「是正措置等」という。）を講ずるものとする。

2 総括責任者は、前項に基づき講じた是正措置等の内容を、該当する資金配分機関及び関係省庁に報告するものとする。

附則

この規程は、令和 7 年 12 月 9 日から施行する。